

## ♡ 要点まとめ（第26回\_社会保障） ♡

- 日本の将来推計人口〔令和5年推計〕（問題49） 国試ナビ（社2023）P.215/（社2024）P.224🔍  
（社2025）P.247🔍

⇒6年ぶりに推計データが更新されました🤗👏

- ◇ 前回推計（平成29年）と比べ、合計特殊出生率は低下
- ◇ 前回推計（平成29年）と比べ、平均寿命はわずかな伸び
- ◇ 前回推計（平成29年）と比べ、外国人入国超過数は増加

プレスリリースで良いので  
必ず check を…🔍

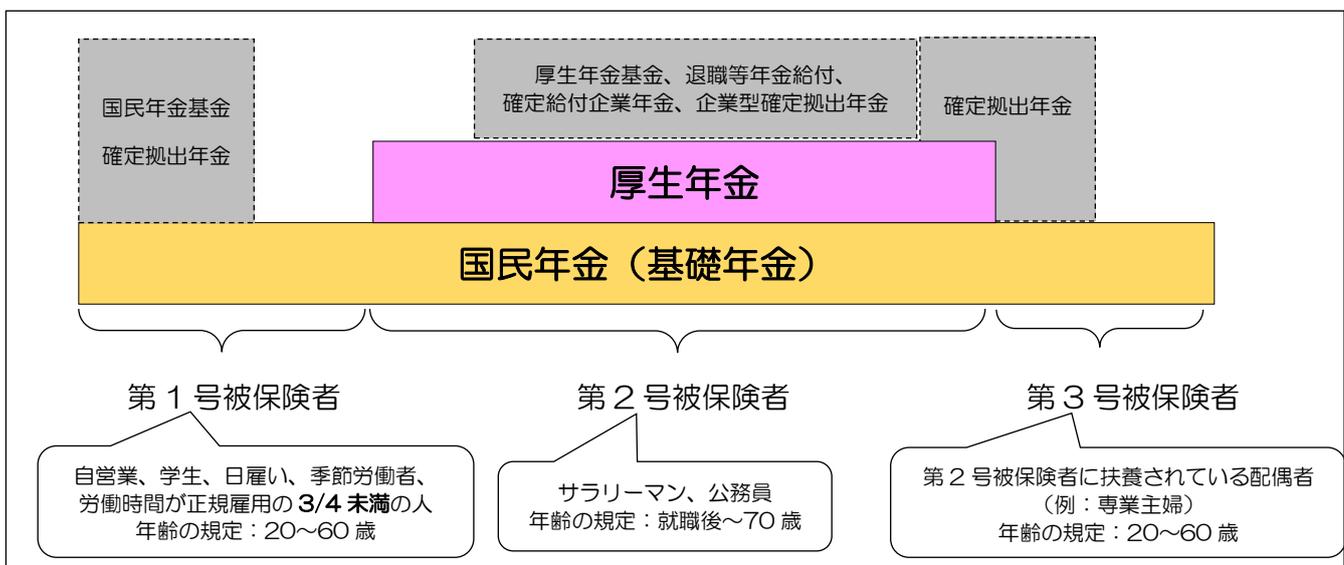
- ◇ 0～14歳人口：減っていく
- ◇ 15～64歳人口：減っていく
- ◇ 65歳以上人口：2040年代半ばまで増、その後は減（最大：約4000万人）
- ◇ 総人口：2056年に一億人を下回りそう  
2070年の総人口は現在の7割（約8700万人）  
⇒外国人がたくさん入国してくることが見込まれるため、減少スピードはゆっくり…？
- ◇ 2070年の高齢化率（65歳以上）：約4割



- 年金（問題50、51、52、54、55） 国試ナビ（社2023）P.52～55/（社2024）P.54～57🔍  
（社2025）P.60～63🔍

### 【キホンのキ！】

- ・全国民が必ず加入しているのはオレンジの国民年金（基礎年金）…1階
- ・社会保険適用の会社に勤めている人が必ず加入しているのがピンクの厚生年金…2階
- ・グレーの部分（3階）は個人や企業の任意加入



- ・保険料…第1号被保険者は**全額自己負担**。月に17,000円くらい（収入や居住地に関係なく全国一律）。  
経済的な事情などで払えない場合は免除や減免の申請も出来る。

学生納付特例制度により、学生の間は納付を猶予することも可能（だけど、後に「猶予してた分を払ってね」という手紙が来る📧）。この特例制度の利用には学生本人の所得要件あり。

- 第2号被保険者は**自分と会社で半分ずつ負担（給料から天引き）**。所得により保険料も変わる。
- 第3号被保険者の**保険料負担はゼロ**。

- 保険料の減免…免除と猶予は別物  国試ナビ (社 2023) P.54/ (社 2024) P.56/ (社 2025) P.62 

**〔免除  免除期間に対応する年金の支給あり〕**

- ①法定免除：届出を出せば免除される  
(障害基礎年金の受給者、生活保護における生活扶助の受給者、ハンセン病療養所の入所者)  
免除期間に対応する年金の支給は満額の 1/3~1/2
- ②申請免除：経済的な理由 etc…の場合に申請すれば免除されることがある  
免除期間に対応する年金の支給は満額の 1/2~7/8
- ③産前産後：届出をすることで免除される  
免除期間に対応する年金の支給は満額    
※厚生年金は産前産後&育児休業期間分の保険料負担が、被保険者と事業主の両方とも免除 

**〔猶予  追納しなければ猶予期間に対応する年金は支給されない〕**

- ①学生納付特例：20歳以上の学生で、本人の所得が一定以下の場合に申請する
- ②納付猶予：50歳未満で所得が一定以下の場合に申請する

- 老齢基礎年金…原則 65歳~ (希望すれば 60歳~64歳のうちからもらえる )

受給するには、保険料納付期間が **10年間以上必要**   
※学生納付特例制度、納付猶予制度、免除制度を受けていた期間は **この10年間に含まれる**   
…けど、追納しなかった場合には受給額は減る 

- 障害年金のいろいろ…受給要件：初診日に年金加入していて、障害認定日に障害があり、被保険者期間の保険料納付済期間及び保険料免除期間の合計が 2/3 以上

障害認定日：初診日から 1年6ヶ月経った日、または障害が固定した日

20歳前の障害：保険料を納付していなくても障害基礎年金の受給OK  

ただし、所得制限あり 

加算：障害基礎年金…子 (~18歳、障害がある子の場合は~20歳まで) への加算

障害厚生年金…配偶者への加算 (障害等級が 1級または 2級の場合のみ)

- 遺族年金の受給者…遺族厚生年金：妻 (30歳未満で子がない場合は 5年間のみ)、夫 (55歳以上)、子や孫など

遺族基礎年金：子のある配偶者、子

※ 子、孫は 18歳を迎えた後の 3月末までの人。障害がある場合は 20歳未満。  
⇒遺族基礎年金は子がない場合はもらえない 

- 在職老齢年金…65歳~70歳の方が厚生年金を受給しながら、第2号被保険者として働く (給与から厚生年金の保険料が天引きされる) という制度。

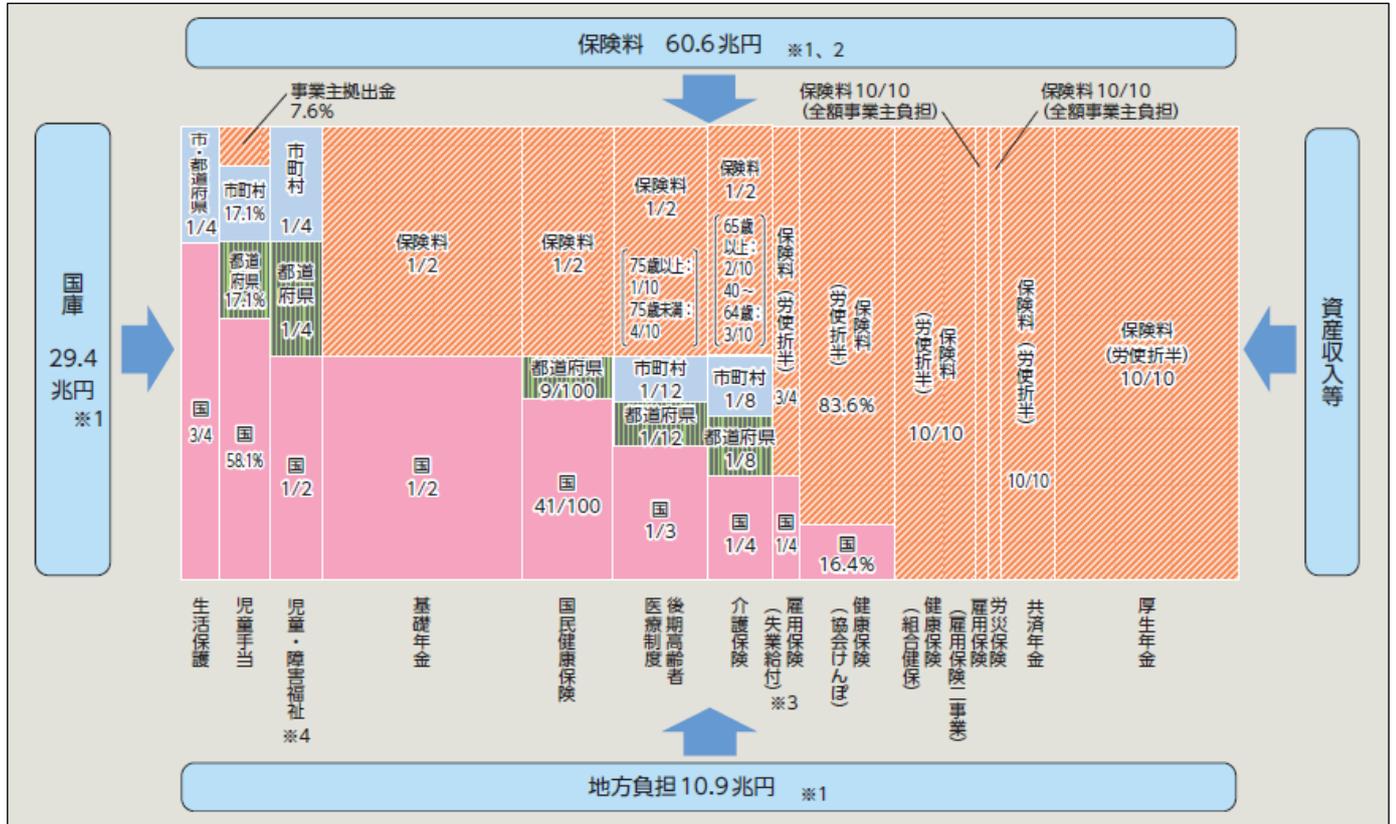
給料の額によっては老齢厚生年金が支給停止になる可能性アリ 

老齢基礎年金が支給停止されることはナシ 

- 外国人…日本に居住している場合には加入義務アリ  国試ナビ (社 2023) P.55/ (社 2024) P.57   
(社 2025) P.63 

保険料納付期間が 6ヶ月以上あれば、帰国後 2年以内に「外国人脱退一時金」を請求できる 

- 社会保険制度の費用負担（問題 50） 国試ナビ（社 2024）P.208/（社 2025）P.36 🔍
- 👉 国の負担割合が大きいもの（左側）から順に… 🗣️



（出典：平成 24 年度版 厚生労働白書 P.40 図表 3-3-1）

- 障害児・者への現金給付（問題 50） 国試ナビ（社 2023）P.142/（社 2024）P.148/（社 2025）P.167 🔍
- ⇒👉は全て「社会扶助」に含まれます yo 🗣️

- ❖ 児童手当…15歳（中学校卒業）まで。親（養育者）に支給。  
 所得制限あるけど、当面の間は所得制限額を超えている世帯にも特別給付あり！  
 児童福祉施設に入所している場合は施設等の設置者に支給 📄
- ❖ 児童扶養手当…18歳（高校卒業）まで。障害児は20歳まで。  
 ひとり親世帯の親（養育者）に支給。所得が一定額以上の世帯には給付なし 🗣️  
 児童福祉施設に入所の場合は支給しないけど、入所先が母子生活支援施設の場合は支給あり 📄
- ❖ 特別児童扶養手当…障害がある20歳未満の人の親（養育者）へ支給。所得が一定額以上の世帯には給付なし 🗣️  
 児童福祉施設に入所の場合は支給しないけど、入所先が母子生活支援施設の場合は支給あり 📄
- ❖ 障害児福祉手当…20歳未満で重度の障害がある人へ支給。所得が一定額以上の世帯には給付なし 🗣️  
 児童福祉施設に入所の場合は支給しないけど、入所先が母子生活支援施設の場合は支給あり 📄
- ❖ 特別障害者手当…20歳以上で重度の障害がある人へ支給。所得が一定額以上の世帯には給付なし 🗣️  
 施設入所、3ヶ月超の入院の場合は支給なし 🗣️

併給可

●出産&育児に関する給付（問題 50）

⇒医療保険と雇用保険のどちらの枠組みなのかをまずは整理 ☞

- 出産手当金…医療保険（被用者保険のみ）国試ナビ（社 2023/2024）P.37/（社 2025）P.45 Q★  
出産前後（前6週、後8週）の休職中に、給与の2/3を支給☞
- 出産育児一時金…医療保険（被用者保険&国保）国試ナビ（社 2023/2024）P.37/（社 2025）P.45 Q★  
出産時に42万円くらい支給される（☞金額について、昨今議論が活発ですね！）  
※通常の出産は医療保険の対象外なので、このお金でまかなう…ということです☺
- 育児休業給付金…雇用保険 国試ナビ（社 2023）P.64/（社 2024）P.66/（社 2025）P.74 Q★  
産後8週が経過した翌日～子が1歳になるまで（最大2歳まで延長可）、  
給与の2/3（最初の180日間）又は半分（181日目～）を支給☞

●労災保険（問題 53）国試ナビ（社 2023）P.56~/（社 2024）P.58~/（社 2025）P.64~ Q★

⇒万が一に備えて知っておくと安心です☺♡

- 保険者：国
- 適用事業所：原則、1名以上の労働者が事業所（個人タクシーや大工のひとり親方も含む）
- 適用労働者：原則、全員（雇用形態や雇用期間などに関係なく、みーんな☺）
- 保険料：事業主が全額負担（仮に滞納していても、労働者はきちんと給付を受けられる☺）  
業務災害の発生状況により保険料率が増減する（＝メリット制）
- 保険の対象：①業務災害…業務中の負傷、疾病、傷害、死亡  
②複数業務要因災害…複数の勤務先での負荷による脳・心臓疾患、精神疾患  
③通勤災害…通勤中の負傷、疾病、傷害、死亡

※自宅と勤務先などの移動が合理的な経路及び方法である場合のみ☺

- 請求：被災した労働者または遺族が、職場を管轄する労働基準監督署へ…☑

- 給付：業務災害は「〇〇補償給付」

複数業務要因災害は「複数事業労働者〇〇給付」

通勤災害は「〇〇給付」

「〇〇」の部分に、給付の種類を示す  
言葉が色々入る☺

- ◇ 療養給付…労災病院等での療養は現物給付、労災病院等以外での療養は現金給付  
自己負担なし☞…だけど、医療保険（健康保険）と重複しての給付は受けられない☺
- ◇ 休業給付…休業4日目から支給（給与の6割くらい+特別支給金2割）
- ◇ 障害給付…完治後の障害の程度により、障害年金 or 障害一時金を支給
- ◇ 傷病年金…1年6ヶ月経過後も完治せず、障害が残った場合に支給
- ◇ 遺族給付…遺族がいる場合には遺族年金、遺族がいない場合には遺族一時金を支給
- ◇ 介護給付…労災保険の障害年金または傷病年金の受給者で、介護を受けている人に支給

●雇用保険（問題 53）国試ナビ（社 2023）P.62～63/（社 2024）P.64～65/（社 2025）P.72～73🔍📌

**【概要】**

- ・保険者：国
- ・適用事業所：原則、全事業所
- ・被保険者：週 20 時間以上、31 日以上働く予定の人（国籍の要件ナシ）※季節労働者、風間学生などは除外
- ・受給などの窓口：ハローワーク
- ・基本手当：求職活動中、かつ、すぐに働ける健康状態の人がもらう👉（離職前賃金の 5～8 割程）  
自己都合による退職でももらえる👉  
いつからいつまでももらえるのかは、退職理由、被保険者期間、年齢などによりけり。
- ・傷病手当：求職活動中に発生した 15 日間以上の体調不良で今すぐには働けない人がもらう👉  
もらえる金額は基本手当と同じ。

**【給付内容】**

①②の財源…事業主と労働者の保険料&国庫負担/③の財源…事業主の保険料のみで負担（国庫負担もない）

**①失業等給付**

◇ 求職者給付：基本手当…求職活動中、かつ、すぐに働ける健康状態の人👉

（離職前賃金の 5～8 割程）

傷病手当…求職活動中に発生した 15 日間以上の体調不良で今すぐには働けない人👉

（もらえる金額は基本手当と同じ）

技能習得手当…求職中に公共職業訓練を受講した人が、基本手当とは別にももらう👉

寄宿手当：公共職業訓練を受講するために宿泊が必要な場合に支給👉

**※受給要件※**

離職日の前の 2 年間のうち、雇用保険の被保険者期間が通算 12 か月間以上👉  
（解雇、倒産などの場合：離職日の前の 1 年間のうち、通算 6 か月間以上）

◇ 就職促進給付：再就職時に、基本手当の支給日数が 1/3 以上残っている場合などに支給👉

◇ 教育訓練給付：被保険者（または離職後 1 年以内の人）が指定の講座を受ける場合に支給👉

◇ 雇用継続給付：介護休業給付、高年齢雇用継続給付の 2 種類あり👉📌

60 歳以上になった時に給与がめっちゃ下がった人に支給

**②育児休業給付**：2020 年 4 月に「雇用継続給付」から独立👉

**③雇用保険二事業**（雇用安定事業、能力開発事業）

雇用調整助成金はココ！失業予防に努める事業主に給付

●おまけ🔍（…といいつつ問題 53）

・傷病手当金…医療保険（被用者保険のみ）国試ナビ（社 2023/2024）P.37/（社 2025）P.45🔍📌  
業務外のケガや病気により 4 日以上連続で働けない場合に、給与の 2/3 を支給👉

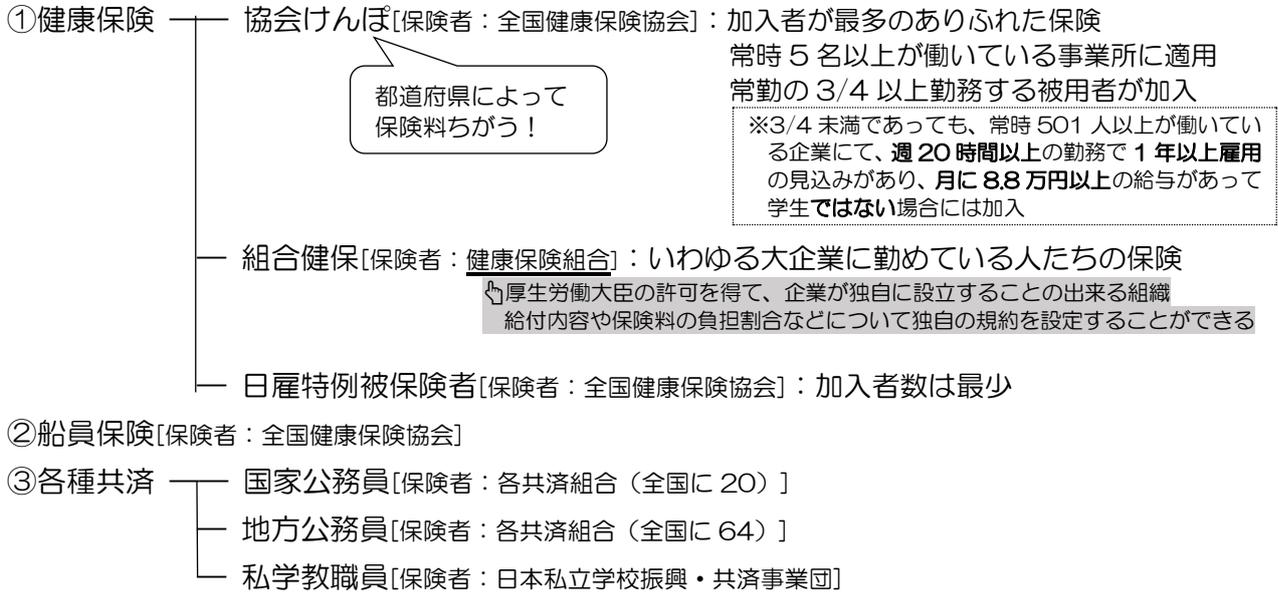
・傷病手当…雇用保険 国試ナビ（社 2023）P.63/（社 2024）P.65/（社 2025）P.73🔍📌

求職中のケガや病気により 15 日以上連続で求職活動が出来ない場合に、離職前給与の 5～8 割を支給👉

●医療保険（問題 51）国試ナビ（社 2023/2024）P.34~/（社 2025）P.42~Q★

【被用者保険】

- ・被用者…法人に雇われている人
- ・“扶養する”という制度がある唯一の医療保険制度



【国民健康保険】

- ①市町村国民健康保険[保険者：都道府県、市町村]：被用者保険の対象にならない人が加入  
保険料は自治体、収入、世帯人数などによって異なる



【入院先の市町村に住所を変更した場合：住所変更前の市町村の被保険者のまま！】  
これまでずっと A 市に保険料を納めてきた人が、入院をきっかけに B 市に引っ越し…  
\*A 市の被保険者のままだったら、治療にかかる費用は保険料を受け取ってきた A 市が負担  
\*B 市の被保険者になるってことは、治療にかかる費用は保険料を 1 円も受け取っていない B 市が負担  
さて、どっちの話がしっくりくる…？国試ナビ（社 2023）P.40/（社 2024）P.41/（社 2025）P.50Q★

- ②国民健康保険組合[保険者：国保組合（全国に 162）]：医師や弁護士などで組織されている組合

【後期高齢者医療制度】

- ・保険者：後期高齢者医療広域連合（各都道府県ごと）
- ・加入者：75 歳以上の人、65~75 歳で一定の障害認定を受けた人
- ・保険料：都道府県、所得によって異なる
- ・個人単位で加入（子などに扶養されることはできない）

【医療保険の非加入者＝生活保護（医療扶助）の受給者】

- ・生活保護（医療扶助）を受給している人は医療保険には加入していないが、生活保護制度によって医療を受けられる☺

●いろいろな被保険者と保険料（おまけ🔗）

⇒ああ、複雑。

年金制度	医療保険制度	介護保険制度
〔第1号被保険者：無職や自営業〕 約17000円/月を、個人単位で支払う	〔国民健康保険：75歳未満で無職や5人以下の会社などに勤めている人〕 所得に応じた保険料を世帯主が支払う	〔第1号被保険者：65歳以上〕 所得に応じた保険料を、個人単位で支払う（年金からの特別徴収か、納付書で普通徴収） 保険料は3年に1回市町村が改定
〔第2号被保険者：会社員や公務員〕 所得に応じた保険料を、事業所と折半で支払う（給料から天引き）	〔被用者保険：75歳未満の会社員や公務員〕 所得に応じた保険料を、事業主と折半で支払う（給料から天引き）	〔第2号被保険者：40歳以上で医療保険に加入している人〕 所得に応じた保険料が医療保険と一緒に徴収される（給料から天引き） 保険料は年度ごとに医療保険者が改定
〔第3号被保険者：会社員や公務員に扶養されている人〕 負担なし	〔被扶養者：会社員や公務員に扶養されている75歳未満の人〕 負担なし	
※70歳以降はいずれの制度においても被保険者ではなくなるので、保険料の負担はナシ👉	〔後期高齢者：75歳以上〕 所得に応じた保険料を、個人単位で支払う（年金からの特別徴収か、納付書で普通徴収）	